

I はじめに

港湾の道路に関する基準は、現状では「港湾の施設の技術上の基準」での「臨港交通施設」の「道路」に位置付けられている。

この「港湾の施設の技術上の基準」では、港湾の道路（臨港交通施設である道路）については、特別の記述がある場合を除いては、道路構造令を準用することとしている。また、この準用のための道路の区分では、当該道路の性格、計画交通量、当該道路の存する地域の地形、当該道路と他の道路との円滑な接続等を考慮して、適切に定めることとしている。

さらに、港湾の道路においては大型車の利用が多く車両の集中度が高いといった特性があり、これらを考慮して定めることが必要な事項は、道路構造令によらず、特別に記述されている。この特別に記述されている事項の一つとして告示部分での「車道及び車線」があり、ここでは道路構造令とは異なる「設計基準交通量」が示されている。また、その（参考）では港湾特有の発生集中交通量の算定手法が示されている。

しかしながら、港湾の道路を実際に計画する場合には、発生集中交通量の推計方法、計画交通量の推計方法、設計基準交通量に基づく車線数の決定方法等が必要である。

一方で、現行の「港湾の施設の技術上の基準」では、「設計基準交通量」の値は示されているもののそれ以外に関しては明記されていない。なお、発生集中交通量に関しても算定の概念しか示されていない。

この結果、近年において大規模な港湾の道路の事業が実施されているにもかかわらず、その計画基準が不十分であることから、実際の計画策定の具体的な作業においては混乱が生じている。このために、早急に「港湾の道路に関する計画基準」を策定することが必要である。

また、一方では現行の「港湾の施設の技術上の基準」の次期の改訂作業が積極的に進められている。

したがって、「港湾の施設の技術上の基準」の次期改訂作業に合わせるとともに、従来では不十分であった内容を充実させた、新たな「港湾の道路の計画基準（案）」の構築を行う。

具体的には、従来の基準の変遷を分析し、計画基準としての課題を整理した上で、その課題への対応を図る。なお、港湾の道路に限定されない一般の「道路」に関しては、「道路構造令」、「道路構造令の解説と運用」、「道路の交通容量」他の多大な基準体系が構築されている。当然に、この「港湾の道路の計画基準（案）」の構築に際しては、これらの基準体系を前提あるいは参考にしている。それを踏まえた上で、「港湾の道路」としての特有な点に関しての「計画基準（案）」の構築を行った。